

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿地方整備局近畿技術事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三次元データ計測）
- 二 測量の地域 奈良県の一部
- 三 測量の期間 令和三年十月十五日から令和四年二月二十八日まで